

## 基本施策 2－3 ごみの適正処理の推進

### 主な課題

廃棄物による環境負荷を低減するため、市民や事業者の美化意識の向上、廃棄物の不適正処理の監視や指導、不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応などが重要となっています。

### 取組の基本方向

市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を果たし、廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止します。

### 施策・概要

2－3－1 適正処理の推進	
(1) 適正処理意識の醸成強化	ごみを正しく処理することへの意識を高めるための啓発活動や、ごみのないきれいなまちの実現のために必要な施策を実施する。
(2) 事業者等に対する指導強化	廃棄物中間処理施設・最終処分場・事業所への立入調査や、産業廃棄物多量排出事業者への立入調査を実施する。
2－3－2 不法投棄の未然防止、拡大防止	
(1) 不法投棄多発地点等の監視強化	市職員による不法投棄監視活動や、民間警備会社や市嘱託員による不法投棄監視パトロール、監視カメラによる不法投棄監視を実施する。
(2) 市民・事業者・他行政機関等との連携強化	地域住民による不法投棄監視体制の確立や、宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会の運営に取り組む。
(3) 早期発見・早期対応の推進	地域住民による不法投棄監視活動の推進や、「不法投棄対応マニュアル」に基づく早期対応・早期撤去を実施する。

### 環境目標の各年度の実績

No.	指標				担当課
9	不法投棄通報件数				廃棄物対策課
	H21（基準）	H22	H23	H27（目標）	
	671 件	558 件	507 件	300 件	

## 環境目標達成に向けた取組の実施状況

### No.9 不法投棄通報件数

平 成 23 年 度 の 実 施 内 容	<p><b>【事業の概要】</b></p> <p>「第2次不法投棄未然防止推進計画（平成22年度～平成26年度）」に基づき、不法投棄対策を総合的・計画的に推進する。</p> <p><b>適性処理意識の醸成強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報うつのみや、イベントにおける不法投棄禁止及び適正処理啓発（9回）</li> <li>市庁舎1階市民ホールにおける不法投棄禁止及び適正処理啓発パネル展（1回）</li> <li>全自治会への不法投棄禁止及び野外焼却禁止啓発チラシの回覧（1回）</li> <li>市民課窓口等を通じた引越しに伴う適正処理啓発チラシの配付（1回）</li> <li>家電量販店を通じたテレビの買替に伴う適正処理啓発チラシの配付（1回）</li> </ul> <p><b>事業者等に対する指導強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産管理会社向けに適正処理に係る説明会開催（3回）</li> </ul> <p><b>不法投棄多発地点等の監視強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市公用車への不法投棄監視パトロールマグネットの貼付（1回）</li> <li>職員、廃棄物指導嘱託員（警察OB3名）による不法投棄監視パトロールの実施（通年）</li> <li>民間警備会社（委託）による夜間・休日不法投棄監視パトロールの実施（100日）</li> <li>不法投棄多発地点への監視カメラ設置による監視（25台）</li> </ul> <p><b>市民等との連携強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民主体の不法投棄対策活動の実施（周辺14地区、中心4地区で60回実施）</li> <li>不法投棄警告看板のリニューアル、市民への配布（300枚）</li> <li>地域住民主体の不法投棄対策活動の支援物品（ベスト30着）の作成、貸与</li> <li>市不法投棄未然防止連絡協議会（県、警察、事業者、地域団体など会員数40）の運営</li> </ul>
	<p><b>【事業の目的】</b></p> <p>不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応を図り、地域の良好な生活環境を確保する。</p> <p><b>【事業の効果】</b></p> <p>不法投棄通報件数 735件（平成19年実績） ⇒ 507件（平成23年度実績）</p>

### 評価

- 目標年度の数値を達成している
- 目標年度に向け順調に進んでいる
- 目標の達成に向け、より一層の努力を要する
- 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する

## 環境分野3 自然環境

### 基本施策 3－1 生態系の保全

#### 主な課題

人と自然との共生に向けて、全体的な生態系の保全を図っていくため、自然環境の把握、生物多様性に関する地域戦略の策定、拠点地域の重点的な保全などが重要となっています。

#### 取組の基本方向

適正な生態系を保全するため、自然環境の調査や生物多様性の保全対策を推進します。

#### 施策・概要

3－1－1 自然環境の把握	
(1) 自然環境に係る調査等の推進	
自然環境基礎調査や、生物多様性重要地域における自然環境モニタリング調査を実施するほか、自然環境情報をデータベース化し広く市民に提供する。	
3－1－2 生物多様性の保全	
(1) 生物多様性の保全対策の推進	
自然環境保全対策に関するアドバイザーミーティングの運営、生物多様性に係る地域戦略の策定・推進、生物多様性に係る地域戦略会議の設置・運営、自然環境の保全に係る地域会議の運営などを実施する。	
3－1－3 自然環境資源の利活用	
(1) 自然環境資源の保全・利活用策の推進	
生物多様性重要地域の保全、生物の生息・生育環境の保全・活用、自然にふれあう機会の確保、提供、天然記念物の保全を実施する。	

#### 環境目標の各年度の実績

No.	指標				担当課
	「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合				
10	H21（基準）	H22	H23	H27（目標）	環境保全課
	31.8%	平成23年度 に把握予定	28.2%	60%	

## 環境目標達成に向けた取組の実施状況

### No.10 「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合

平 成 23 年 度 の 実 施 内 容	<b>【事業の概要】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21, 22 年の 2 か年をかけて実施した「自然環境基礎調査」で把握した本市の自然環境の現状や貴重な動植物の生息・生育状況等について、市HP, パンフレット, パネル展等により広く市民等に周知した。</li> <li>生物多様性地域戦略策定に向けて、生物多様性保全に係る方向性や推進施策等について検討した。</li> <li>生物多様性保全に関する意識やニーズ、行動等について市民意識調査を実施した。</li> </ul>
	<b>【事業の目的】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民等の自然環境保全意識の醸成を図る。</li> <li>生物多様性保全のため効果的な施策を検討し、生物多様性保全事業の推進を図る。</li> </ul>
	<b>【事業の効果】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境パンフレットを約 10,000 部配布することにより自然環境保全意識の醸成が図れた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習センターや地区市民センター等への備え付け、パネル展や出前講座で約 5,000 部を配布（平成 24 年度も継続）</li> <li>市民団体や学校、市民意識調査時に約 4,500 部を配付（平成 23 年度のみ）</li> </ul> </li> <li>市民意識調査で生物多様性保全に関する意識やニーズ、行動等について調査し、生物多様性保全に係る方向性や推進施策等についての検討材料とした。 <ul style="list-style-type: none"> <li>回収率 32.0 %,</li> <li>「生物多様性」の認知度 28.6 %</li> <li>市民参加型の自然環境保全活動に参加したい市民の割合 73.1 % 等</li> </ul> </li> </ul>
評価	<input type="checkbox"/> 目標年度の数値を達成している <input type="checkbox"/> 目標年度に向け順調に進んでいる <input checked="" type="checkbox"/> 目標の達成に向け、より一層の努力を要する <input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する

評価が「目標の達成に向け、より一層の努力を要する」であったことの主な理由とその改善策

### No.10 「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合

理由	震災の影響により、周知用パンフレットの作成配布が遅れたことから、予定していた周知活動を十分に行うことができなかった。
改善策	パネル展の開催回数を増やすと共に、引き続き市HP, パンフレット等により、より広くの市民等に周知し、自然環境保全意識の醸成を図る。

## 本市の動植物の確認状況

種類	確認種数 平成21～ 22年度	重要種(平成21～22年度)
植物	1,287種	84種 イヌカタヒバ, イワヒバ, ミズニラ, オオキジノオ, シノブ, サクラバハンノキ, トキホコリ, ナガバノウナギツカミ, ノダイオウ, エンコウソウ, カザグルマ, オキナグサ, オトコゼリ, ジュンサイ, コウホネ, ヒツジグサ, モウセンゴケ, ナガバノイシモチソウ, ウメバチソウ, タコノアシ, ヒロハノカワラサイコ, ヒトツバハギ, ヒナノカンザシ, ホソエカエデ, ミズマツバ, ウスゲチョウジタデ, ヌマゼリ, ヒカゲツツジ, ノジトラノオ, ヒメナエ, イヌセンブリ, ゴマクサ, ヒメトラノオ, オオヒキヨモギ, カワヂシャ, スズサイコ, ツルカコソウ, ミズトラノオ, ミミカキグサ, ホザキノミミカキグサ, ムラサキミミカキグサ, カワラノギク, カワラニガナ, オオニガナ, トウゴクヘラオモダカ, アギナシ, スブタ, ヤナギスブタ, ミズオオバコ, ヤシュウハナゼキショウ, カキツバタ, クロイヌノヒゲ, ヒメコヌカグサ, ヒナザサ, キタメヒシバ, ヒロハノドジョウツナギ, ヒゲシバ, ザゼンソウ, ヒメザゼンソウ, ミクリ, ヤマトミクリ, ナガエミクリ, ヒメミクリ, マツバスグ, クロヒナスグ, ヤマクボスグ, シズイ, カガシラ, マネキシンジュガヤ, ハタベカンガレイ, エビネ, キンセイラン, ギンラン, キンラン, セッコク, カキラン, アケボノシュスラン, サギソウ, ジガバチソウ, コクラン, ムカゴサイシン, ウチョウラン, トキソウ, ハクウンラン
哺乳類	19種	3種 カヤネズミ, モモジロコウモリ, ヒナコウモリ
鳥類	95種	14種 オオハクチョウ, コハクチョウ, マガモ, オオタカ, ハイタカ, サシバ, ハヤブサ, コアジサシ, フクロウ, サンショウクイ, カヤクグリ, クロツグミ, サンコウチョウ, クロジ
両生類	11種	9種 トウキョウサンショウウオ, イモリ(アカハライモリ), アズマヒキガエル, ニホンアカガエル, ヤマアカガエル, トウキョウダルマガエル, ツチガエル, シュレーゲルアオガエル, カジカガエル
爬虫類	10種	8種 ニホンカナヘビ, シマヘビ, ジムグリ, アオダイショウ, シロマダラ, ヒバカリ, ヤマカガシ, ニホンマムシ
昆虫類	1,603種	45種 オゼイトトンボ, モートンイトトンボ, サラサヤンマ, ヨツボシトンボ, ハッショウトンボ, チョウトンボ, マイコアカネ, ヒメアカネ, ウスバカマキリ, カワラバッタ, アリヅカウンカ, ハルゼミ, ヒメトゲヘリカメムシ, シロヘリツチカメムシ, タガメ, キバネツノトンボ, ギンイチモンジセセリ, オオチャバネセセリ, ウラゴマダラシジミ, オオミドリシジミ, ミヤマシジミ, ミドリシジミ, シルビアシジミ, コムラサキ, オオムラサキ, ツマグロキチョウ, オオヒカゲ, ハガタウスキヨトウ, カザリツマキアリツバ, サツマアツバ, イチモジヒメヨトウ, オサムシモドキ, アイヌハンミョウ, マルガタゲンゴロウ, カワラゴミムシ, ガムシ, ヤマトモンシデムシ, ゲンジボタル, ヘイケボタル, アイヌテントウ, ヨツボシアカツツハムシ, スグヒメゾウムシ, ババスゲヒメゾウムシ, ヒメホソアシナガバチ, ミカドジガバチ
魚類	29種	11種 スナヤツメ, キンブナ, アブラハヤ, シマドジョウ, ホトケドジョウ, ギバチ, ヤマメ, メダカ, イトヨ, カジカ, ジュズカケハゼ
底生動物	309種	15種 マルタニシ, オオタニシ, モノアラガイ, ヒラマキガイモドキ, ヨコハマシジラガイ, マシジミ, モートンイトトンボ, コシボソヤンマ, キイロサナエ, ホンサナエ, コオイムシ, ナベブタムシ, マルガタゲンゴロウ, ガムシ, ゲンジボタル

資料(宇都宮市自然環境基礎調査)

### 【重要種の選定根拠】

- ①「文化財保護法（1950, 法律214）」により定められた天然記念物・特別天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992, 法律75）」における国内希少野生動植物種
- ③「環境省レッドリスト（2007, 環境庁）」の掲載種, 「レッドデータブックとちぎ（2005, 栃木県）」の掲載種

## 基本施策 3－2 緑環境の保全と創出

### 主な課題

自然の機能を保全し、自然の恵みを生かした都市を形成していくため、森林や農地の保全、環境保全型の農業の推進、バイオマス資源の活用、里地里山と都市の連携、公園などの身近な緑の創出などが重要となっています。

### 取組の基本方向

自然の恵みを生かした都市を形成するため、農業や森林の多面的機能の維持向上や都市の緑の保全を図ります。

#### 施策・概要

##### 3－2－1 農業や森林の多面的機能の維持向上

###### (1) 森林機能の保全

森林施業に伴う間伐や植林等の適正な維持管理を推進する。

###### (2) 環境にやさしい農業の促進

環境に配慮した営農活動の普及促進を図るほか、省エネ技術等の導入促進や、地元で取れた新鮮な農産物を地元で消費する地産地消を推進する。

###### (3) 農地の保全と活用

優良農地の確保・保全の推進、遊休農地等の有効利用の促進、農地・農業用水等の保全の推進に取り組む。

###### (4) 農業資源の循環利用

農業バイオマスの活用を進めるためのバイオマстаウン推進事業や、耕作と畜産が連携したリサイクルを実施する。

##### 3－2－2 都市の緑の保全と創出

###### (1) 都市の緑化

中心市街地・都市拠点の重点緑化や「もったいない森長岡」の植樹事業を実施するほか、出生時・住宅新築時の記念樹贈呈等の普及促進策を実施する。

###### (2) 緑地の保全

里地里山の荒廃を防ぎ、環境保全機能や豊かな景観を維持するため、里山・樹林地の保全と活用に取り組む。

###### (3) 緑と憩いの拠点づくり

市民が身近に親しむことができる公園の整備や、市民のレクリエーションや憩いの場である大規模公園の整備、活用を実施する。

## 環境目標の各年度の実績

No.	指標				担当課
11	市民 1 人当たりの都市公園面積				公園管理課
	H21（基準） 10.44 m <sup>2</sup> /人	H22 10.59 m <sup>2</sup> /人	H23 10.69 m <sup>2</sup> /人	H27（目標） 13 m <sup>2</sup> /人 (平成34年度目標)	
No.	指標				担当課
12	民有林の間伐面積				農村整備課
	H21（基準） 1,552 h a	H22 1,758 h a	H23 1,902 h a	H27（目標） 2,176 h a (平成24年度目標)	

## 環境目標達成に向けた取組の実施状況

No.11 市民 1 人当たりの都市公園面積	
平成23年度の実施内容	<p><b>【事業の概要】</b>          身近な生活圏の公園整備         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区画整理事業等による新規公園の整備</li> <li>・ 民間による宅地開発などに伴う、新規公園の帰属 (街区・近隣公園の整備数 25か所 7.87 h a)</li> </ul> <p><b>【事業の目的】</b>          気軽に緑とふれあえる場やコミュニティー形成の場として、市民ニーズを把握するとともに、公園の適正配置を考慮し、機能的で魅力ある公園づくりに取り組む。</p> <p><b>【事業の効果】</b>          計画的な公園整備により市内の公園面積は、平成24年4月1日現在、547.7 h a (前年度より7.87 h a 増) であり、一人当たりの公園面積は、10.69 m<sup>2</sup>/人 (前年度10.59 m<sup>2</sup>/人) となっており、市民が利用しやすく、安心して親しめる公園づくりが進んでいる。</p> </p>
評価	<input type="checkbox"/> 目標年度の数値を達成している <input checked="" type="checkbox"/> 目標年度に向け順調に進んでいる <input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、より一層の努力を要する <input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する

## No.12 民有林の間伐面積

平成 23 年度 の 実施 内 容	【事業の概要】 民有林整備事業補助金 ・ 民有林の森林整備事業費の一部を補助金として交付するもの (平成 23 年度整備実績 : 144 h a )
	【事業の目的】 優良材の生産と森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、民有林の保育、間伐等の森林整備を計画的、効率的に推進する。
	【事業の効果】 間伐や植林などの森林施業により、森林の有する多面的機能（水源涵養、自然災害の防止など）が有効に発揮される。
評価	<input type="checkbox"/> 目標年度の数値を達成している <input type="checkbox"/> 目標年度に向け順調に進んでいる <input checked="" type="checkbox"/> 目標の達成に向け、より一層の努力を要する <input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する

評価が「目標の達成に向け、より一層の努力を要する」であったことの主な理由とその改善策

## No.12 民有林の間伐面積

理由	平成 23 年度の森林整備の制度改正の影響を受け、新たな計画の作成が必要となったため、その作成期間中(H23～25)においては事業量の減少が見込まれる。
改善策	森林組合と連携を強化していくことで、民有林の間伐面積の増加を図っていく。

### 基本施策 3－3 水環境の保全と創出

#### 主な課題

自然の機能を保全し、自然の恵みを生かした都市を形成していくため、用水の効率的な利用、水源の保全、治水、親水環境の創出、河川の機能の保全などが重要となっています。

#### 取組の基本方向

自然の恵みを生かした都市を形成するため、健全な水資源と河川環境の保全と活用を推進します。

#### 施策・概要

##### 3－3－1 水資源の確保

###### (1) 既存水源の保持

鬼怒川等の既存の水源を守るため流域協議会において水質保全に関する要望活動を実施するほか、地下水の水源地域の自治体等へ水源涵養活動への協力依頼や、表流水の流域の自治体等への水質保全活動への協力依頼を実施する。

###### (2) 安定した農業用水の確保

生態系の保全に配慮した農業用貯水池（ため池）の整備等の農村環境整備事業や農業用排水路の整備等の灌漑配水事業を推進する。

###### (3) 漏水抑制事業の推進

上水道の漏水を減らすため、漏水調査事業を推進する。

###### (4) 水を大切にする意識の醸成

「上下水道探検ツアー」、「上下水道お届けセミナー」「広報紙等による啓発」を実施する。

###### (5) 水の自然循環の促進

道路や歩道の透水性舗装の整備や、建物における雨水地下浸透を促進する雨水貯留・浸透施設の設置を推進する。

##### 3－3－2 河川環境の保全と創出

###### (1) 治水対策の推進

都市基盤河川、準用河川、普通河川の治水対策を推進する。

###### (2) 水辺に親しめる空間の創出

河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮するとともに、美しい自然環境を保全、創出するため、多自然川づくりを推進する。

###### (3) 河川機能の保全

河川機能の保全を図るための維持管理を実施する。

#### 環境目標の各年度の実績

No.	指標				担当課
13	有効な水道配水事業のための漏水抑制（有収率）				配水管理センター
	H21（基準）	H22	H23	H27（目標）	
	86.20%	86.82%	87.43%	88.0% (平成24年度目標)	
No.	指標				担当課
14	自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率				河川課
	H21（基準）	H22	H23	H27（目標）	
	56.9%	57.4%	58.2%	59.8%	

## 環境目標達成に向けた取組の実施状況

### No.13 有効な水道配水事業のための漏水抑制（有収率）

平 成 23 年 度 の 実 施 内 容	【事業の概要】 漏水履歴入力委託 <ul style="list-style-type: none"><li>漏水修繕データ等を水道施設情報管理システムに登録し、漏水発生状況等を共有化。</li></ul> 漏水調査業務委託 <ul style="list-style-type: none"><li>地下漏水の早期発見により漏水を抑制するため、漏水調査距離 750 kmを実施。</li></ul> 老朽管整備事業 <ul style="list-style-type: none"><li>老朽配水管更新等 (4,736m) 並びに出水不良等による配水管更新 (2,512m) を実施。</li></ul>
	【事業の目的】 第2次上下水道基本計画に掲げる「経営の効率化」を推進するため、給配水管からの漏水を防止することにより、健全な水資源の保全と活用の実施及び水道施設の適正な維持管理を図る。
	【事業の効果】 平成 22 年度より、有収率が 0.61 % 増加した。 $\text{有収率 (\%)} = \frac{\text{有収水量 (m}^3\text{)}}{\text{配水量 (m}^3\text{)}} \times 100$
評 価	<input type="checkbox"/> 目標年度の数値を達成している <input checked="" type="checkbox"/> 目標年度に向け順調に進んでいる <input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、より一層の努力を要する <input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する

### No.14 自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率

平 成 23 年 度 の 実 施 内 容	【事業の概要】 都市基盤河川（奈坪川・御用川）、準用河川の整備
	【事業の目的】 自然環境に配慮した河川整備を行うことにより、溢水被害の解消・予防と安全かつ快適な市民生活の確保を目指す。
	【事業の効果】 平成 23 年度実績 都市基盤河川 奈坪川 : 整備延長 225m 準用河川 越戸川、駒生川、流川 : 整備延長 229m ※ 参考 計画総延長 61,452m のうち、平成 23 年度末で 35,753m が整備済み。 (整備率 : 58.2 %)
評 価	<input type="checkbox"/> 目標年度の数値を達成している <input checked="" type="checkbox"/> 目標年度に向け順調に進んでいる <input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、より一層の努力を要する <input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する

## 基本施策 3－4 身近な景観の保全と創造

### 主な課題

自然の営みと歴史に培われてきた市民共有の財産である景観を生かしたまちづくりを進めるとともに、将来に渡って受け継いでいくため、総合的な景観形成への取組や、歴史的、文化的景観の整備と活用が重要となっています。

### 取組の基本方向

魅力ある良好な景観を形成するとともに、地域の歴史・文化に誇りと愛着を持ち、後世に継承します。

#### 施策・概要

##### 3－4－1 景観形成の総合的推進

###### (1) 景観計画を活用した景観づくりの推進

市全域において大規模行為の規制・誘導を行うとともに、景観形成重点地区等の指定を進め、魅力ある景観づくりを推進する。

###### (2) 景観に関する意識の啓発

「まちなみ景観賞」などに関する意識の啓発を図る。

###### (3) 屋外広告物の規制誘導

屋外における広告物（野立て看板、自家用広告物等）について、屋外広告物条例に基づき許可制度の中で規制・誘導を行う。

##### 3－4－2 歴史的・文化的景観の整備と活用

###### (1) 歴史的・文化的景観の整備と活用

大谷地区などの歴史的文化的景観を守りながら観光等に活用していくため、景観整備や地域の活性化を促進する。また、市民協働による文化財保護活動の推進や文化財公開施設を活用した啓発事業の展開、伝統文化の継承などに取り組む。

#### 環境目標の各年度の実績

No.	指標				担当課
15	景観形成重点地区等の指定				都市計画課
	H21（基準） 2 地区	H22 3 地区	H23 4 地区	H27（目標） 6 地区	
No.	指標				担当課
16	文化財保存団体数				文化課
	H21（基準） 41 団体	H22 50 团体	H23 52 团体	H27（目標） 51 团体	

## 環境目標達成に向けた取組の実施状況

### No.15 景観形成重点地区等の指定

平 成 23 年 度 の 実 施 内 容	<p><b>【事業の概要】</b></p> <p>白沢地区の景観形成重点地区の指定に係る取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白沢地区景観づくり推進協議会の実施</li> <li>・ 自治会説明会及び権利者説明会の実施</li> <li>・ 素案の縦覧、公聴会の実施</li> <li>・ 景観審議会、都市計画審議会の実施</li> <li>・ 景観形成重点地区（白沢地区）指定</li> </ul> <p>大通り地区（宮の橋地区・大工町地区・馬場地区）の景観形成重点地区の指定に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大通り景観づくり推進協議会の実施</li> <li>・ 権利者説明会の実施</li> </ul> <p>雀宮地区の景観形成重点地区の指定に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会説明会の実施、住民アンケート・ワークショップの実施</li> </ul>
	<p><b>【事業の目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市ブランドの確立、及び魅力ある景観づくり事業を推進するため、宇都宮市景観計画・景観条例に基づく景観形成重点地区等を指定し、本市の顔となる地区的景観づくりを進めること</li> <li>・ 景観形成重点地区等の指定を行うことで、市民協働による魅力ある景観づくりを推進すること</li> </ul>
	<p><b>【事業の効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白沢地区について、地元の自治会や市、県等で構成される協議会が、「まち歩きマップ」の作成・配布や、掲示板の掲出などの景観づくり活動を行ったことにより、地域住民の景観に対する意識が高まった。</li> <li>・ 白沢地区を景観形成重点地区に指定したことにより、宿場町の歴史を活かした景観の創出を図り、「歴史・自然・文化」が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していくための基盤づくりができた。</li> </ul>
評価	<p><input type="checkbox"/> 目標年度の数値を達成している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 目標年度に向け順調に進んでいる</p> <p><input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、より一層の努力を要する</p> <p><input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する</p>

No.16 文化財保存団体数

平 成 23 年 度 の 実 施 内 容	<p><b>【事業の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要遺跡の保存・整備、文化財の保存・活用、伝統文化の継承などの文化財保護事業を実施した。</li> <li>文化財保存活動を行う団体に対して、予算の範囲内で各団体総事業費の50%を上限に補助金を交付した。</li> <li>交付団体数 民俗芸能 19団体 史跡 9団体 天然記念物 8団体 } 計36団体</li> <li>交付金額 1,064,500円</li> </ul>
	<p><b>【事業の目的】</b></p> <p>景観整備及び活性化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大谷地区などの歴史的文化的景観を守りながら観光等に活用していくため、景観整備や地域の活性化を促進する。</li> </ul> <p>文化財の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働による文化財保護活動の推進や文化財公開施設を活用した啓発事業の展開に取り組む。</li> </ul> <p>伝統文化の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の歴史的・文化的景観の基礎となる生活文化などの伝統文化を後世に長く伝えていくため、保存活動や継承者育成に努める。</li> </ul>
	<p><b>【事業の効果】</b></p> <p>市民の歴史や文化財に対する関心が高まり、地域の文化財保護活動が活発化したことにより、文化財保存団体数が伸びている。</p>
評 価	<p>■ 目標年度の数値を達成している</p> <p>□ 目標年度に向け順調に進んでいる</p> <p>□ 目標の達成に向け、より一層の努力を要する</p> <p>□ 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する</p>

## 本市の文化財保存団体

平成24年3月31日現在

No.	団体名	種類
1	宗円獅子舞保存会	民俗文化財
2	関堀獅子舞保存会	〃
3	上横倉の獅子舞保存会	〃
4	飯山の獅子舞保存会	〃
5	二荒山神社の神楽保存会	〃
6	瓦谷の神楽保存会	〃
7	八坂神社の神楽保存会	〃
8	堀米の田楽舞保存会	〃
9	篠井の金堀唄保存会	〃
10	宇都宮鳶木遣り保存会	〃
11	徳次郎町屋台保存会	〃
12	石那田八坂神社天王祭保存会	〃
13	天下一関白神獅子舞保存会	〃
14	西組獅子舞保存会	〃
15	逆面獅子舞愛好会	〃
16	白沢甲部彫刻屋台保存会	〃
17	白沢南自治会屋台保存会	〃
18	東下ヶ橋天棚保存会	〃
19	西下ヶ橋山車保存会	〃
20	東組自治会山車保存会	〃
21	西組彫刻屋台保存会	〃
22	天王原彫刻屋台保存会	〃
23	上組天棚保存会	〃
24	古田天棚保存会	〃
25	和久天棚保存会	〃
26	蓬萊町の彫刻屋台保存会	〃

No.	団体名	種類
27	本郷陸会神功皇后山車保存会	民俗文化財
28	伝馬町屋台保存会	〃
29	旭町の大いちょう保存会	天然記念物
30	中鶴田の大フジ愛護会	〃
31	古賀志の孝子桜愛護会	〃
32	新町のケヤキ愛護会	〃
33	赤岩山のヒカゲツツジ保存会	〃
34	姿川第一小のフジ愛護会	〃
35	高麗神社大杉保存会	〃
36	上籠谷のフジを守る会	〃
37	徳次郎智賀都神社ケヤキ愛護会	〃
38	クロコムラサキ愛護会	〃
39	竹下町文化財愛護会	史跡
40	おしどり塚愛護会	〃
41	長岡百穴愛護会	〃
42	蒲生君平勅旌碑愛護会	〃
43	谷口山古墳愛護会	〃
44	稻荷古墳群愛護会	〃
45	塚山古墳群愛護会	〃
46	下栗大塚古墳愛護会	〃
47	樋爪氏の墓愛護会	〃
48	瓦塚古墳群愛護会	〃
49	北山古墳群愛護会	〃
50	宇都宮城主戸田家の墓所愛護会	〃
51	高麗神社古墳愛護会	〃
52	岡本城跡を整備する会	〃

## 環境分野4 生活環境

### 基本施策 4－1 大気環境の保全

#### 主な課題

大気を良好に保ち、大気汚染等の被害を防ぐため、有害大気汚染物質の把握、測定体制、アスベスト対策、工場・事業場への指導、環境協定、交通・道路等の総合的対策などが重要となっています。

#### 取組の基本方向

良好な大気を保全するため、大気汚染物質の削減を図り、環境基準の達成率の向上を目指します。

#### 施策・概要

4－1－1 監視体制の整備と充実
(1) 大気汚染状況の監視 大気汚染の常時監視を実施するほか、光化学スモッグ対策やアスベスト対策を推進する。
4－1－2 発生源対策の充実
(1) 工場・事業場に対する指導の徹底 ばい煙等に関する指導や揮発性有機化合物（VOC）に関する啓発を実施するほか、光化学スモッグ注意報発令時に工場・事業場に対してばい煙排出削減の要請を行う。
4－1－3 自動車排出ガス対策の充実
(1) 自動車排出ガス対策の充実 電気自動車等の「低環境負荷型自動車」の普及促進や、渋滞の緩和等につながる道路、交差点、踏切等の道路環境の整備などにより、自動車排出ガス対策を推進する。

#### 環境目標の各年度の実績

No.	指標				担当課
17	光化学オキシダントの環境基準の達成率				環境保全課
	H21（基準）	H22	H23	H27（目標）	
	93%	89%	92%	環境基準の達成率向上を目指す。	

## 環境目標達成に向けた取組の実施状況

### No.17 光化学オキシダントの環境基準の達成率

平 成 23 年 度 の 実 施 内 容	<p><b>【事業の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光化学オキシダントの環境基準の達成状況を把握するため、市内4測定局において、光化学オキシダントの常時監視を実施している。</li> <li>・ 光化学スモッグ注意報発令時に迅速かつ確実な周知を徹底するため、メールによる自動配信を実施している。</li> <li>・ 工場・事業場に対し立入検査を実施し、公害関係法令の遵守や排出ガスの自主測定、ばい煙発生施設や、揮発性有機化合物（VOC）排出施設の適正管理の指導を徹底するとともに、揮発性有機化合物未規制工場・事業場に対しても適正使用・管理について啓発している。</li> </ul>
	<p><b>【事業の目的】</b></p> <p>「宇都宮市生活環境保全推進計画」に基づき、大気環境の監視や発生源対策を推進することで、「さわやかですがすがしい、きれいな大気環境」の確保を図る。</p>
	<p><b>【事業の効果】</b></p> <p>平成21年度から、毎年、揮発性有機化合物未規制20事業場に対して、適正使用・管理について啓発しており、事業者意識の向上を図っている。</p>
評価	<input type="checkbox"/> 目標年度の数値を達成している <input type="checkbox"/> 目標年度に向け順調に進んでいる <input type="checkbox"/> 目標の達成に向け、より一層の努力を要する <input checked="" type="checkbox"/> 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する

評価が「目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する」であったことの主な理由とその改善策

### No.17 光化学オキシダントの環境基準の達成率

理由	全国的に光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）に対する規制が進んでおり、光化学オキシダントの環境基準の達成率が向上してきていることから、本市においても達成率向上を目指しているところであるが、光化学オキシダントは首都圏など広域に及ぶ課題であり、環境基準達成率は92%にとどまっているため。
改善策	<p>光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の使用工場・事業場に対し、管理意識の啓発を行っていく。</p> <p>自動車排出ガスについても、公共交通の利用環境整備やマイカー利用者の意識転換策など交通政策を総合的・計画的に進めるとともに、エコドライブの普及啓発を図っていく。</p>